

## 寄付金控除についてのご案内

特定非営利活動法人  
全国骨髓バンク推進連絡協議会

当協議会は認定 NPO 法人として東京都に認定されています。全国協議会が発行する寄付金受領証明書を確定申告の際ご提出いただくことにより税制上の優遇措置が受けられます。

### 個人

#### 所得税に関する控除

下記のA・Bいずれか有利な方を選ぶことができます。

##### A. 所得控除（所得額から下記の控除額を減算）

寄付金の合計額 - 2,000 円 = 所得控除額  
（所得額の 40%相当額が上限）

##### B. 税額控除（所得税額から下記の控除額を減算）

（寄付金の合計額 - 2,000 円）× 40% = 税額控除額  
（所得税額の 25%相当額が上限）

#### 都民税に関する控除（当協議会が認定を受けている東京都にお住まいの方には下記の控除額を減算）

（寄付金の合計額 - 2,000 円）× 4% = 税額控除額

### 法人

#### 特別損金算入限度額

一般損金算入限度額とは別枠で設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められています。

◆資本がある法人（期末資本金の額×0.375%+所得金額※×6.25%）×1/2

◆資本がない法人 所得金額※×6.25%

※所得金額=所得金額(当期純利益に税務調整をした額)+寄付金の支出額

内閣府 NPO ホームページ「寄付について」

<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu>

国税庁ホームページ「認定 NPO 法人に寄付をしたとき」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1263.htm>

☆寄付金控除について詳しい内容は国税局または所管税務署にお問い合わせください。